

諮問に係る経営審議会の意見（まとめ）

1 算定方法等

（１）料金算定期間について

水道料金の算定期間を平成 29 年 4 月から平成 33 年 3 月までの 4 か年とすることについては、日本水道協会の水道料金算定要領の趣旨と合致していることから、妥当であると判断する。

（２）盛岡市水道料金算定要領について

盛岡市水道料金算定要領については、日本水道協会の水道料金算定要領の趣旨と合致し、かつ本市の実態が考慮されたものとなっていることから、妥当であると判断する。

（３）総括原価配賦について

盛岡市水道料金算定要領に基づくものであることを確認し、妥当であると判断する。

2 水道料金の見直し案

算定期間において現行の料金収入が維持できるものであり、また水道事業を取り巻く環境の変化や水道の使用実態に即した使用者間の負担の適正化が図られていることから、次のとおり妥当であると判断する。

（１）基本料金と従量料金の割合

基本料金割合を現行の約 35%から約 40%に高めることについては、安定的な水道料金収入の確保の目的に照らして妥当であると判断する。

（２）従量料金について

基本料金を引き上げるとともに、全ての水量区分の従量料金単価を引き下げることにについては、現行の料金水準の維持及び安定的な料金収入の確保の目的に照らして妥当であると判断する。

また、大量の使用水量区分（1,001 m³以上）を新設することについては、大口使用者の地下水専用水道への切替の抑制、公平な料金負担及び安定的な料金収入の確保の目的に合致す

るものであり、かつ平成 24 年に提出された盛岡市工業系水道料金検討会提言書の内容を反映しているものであることから、妥当であると判断する。

(3) 浴場用の従量料金単価について

一般公衆浴場の従量料金については、公衆衛生上の観点から、単価の据置は妥当であると判断する。

また、温泉浴場用の 100 m³を超える従量料金については、従来の政策的配慮を踏襲しつつ、地下水専用水道への切替を抑制し、安定的な水道料金収入を確保する目的に照らして妥当であると判断する。

(4) 臨時用の従量料金単価について

据置とすることで妥当であると判断する。

(5) 料金表の総額表示方式について

消費税法及び消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の趣旨に基づき、妥当であると判断する。

(6) 遅延損害金の設定について

現行の遅収料金制度を廃止し、新たに遅延損害金（年利率 5 %）を設定することについては、電気料金など他の公共料金との整合性を図る観点から、妥当であると判断する。

3 第 1 種集合住宅特例制度

第 1 種集合住宅のみなし基本料金を口径 13 ミリ相当額（改定後 972 円）から口径 20 ミリ相当額（改定後 1,620 円）に見直すことについては、第 1 種集合住宅における水道の使用実態の変化に合わせ、使用者間の不均衡を是正する観点から、妥当であると判断する。

4 手数料

給水装置工事の設計審査又は完了検査事務において、給水装置を改造する場合の手数料を分岐口径の変更の有無にかかわらず同額とすることについては、市民負担への配慮及び料金設定の分かりやすさの観点から、妥当であると判断する。

完了検査事務について、新たに安価な写真検査の区分を追加することについては、市民負担への配慮及び業務の効率化の観点から、妥当であると判断する。

5 新しい使用者サービスの導入

(1) 毎月徴収制度について

水道料金口座振替利用者のうち希望する者に対して毎月徴収を実施することについては、市民の負担感が軽減され、かつ前回の料金改定時の答申内容を反映しているものであることから、妥当であると判断する。

(2) 口座振替割引制度について

水道料金口座振替利用者を対象に、水道料金の一部割引（1 か月当たり 50 円）を実施することについては、市民の負担の軽減及び口座振替の促進により安定収入の確保が期待できることから、妥当であると判断する。

(3) 基本料金の日割計算制度について

水道使用期間が 1 か月に満たない場合に基本料金を日割計算することについては、公平・公正な料金負担の観点から、妥当であると判断する。

(4) ペイジー口座振替受付サービス

ペイジー口座振替受付サービスを開始することについては、水道料金口座振替手続きの簡素化により使用者の利便性の向上が図られることから、妥当であると判断する。